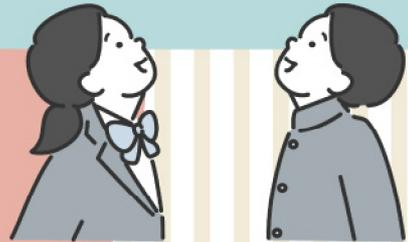




東広島市 子ども計画

令和7(2025)年度 → 令和11(2029)年度



令和7年3月
東広島市



はじめに



今日、我が国では、少子高齢化が急速に進行するとともに、生活様式の多様化や核家族化など、こどもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした状況を受け、国においては、将来を担うこどもへの取組みを集中的に行うべく、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には「こども大綱」を定め、こども施策を社会全体で強力に推進していこうとされています。

本市はこれまで、令和2年3月に策定した「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもの成長と子育てを支援する取組みを推進してまいりました。この計画の計画期間の終了にあたり、これまでの取組みの検証を行うとともに、当事者であるこども・若者や子育て世帯の方々をはじめ、子育て支援に従事しておられる方々や地域の皆様のご意見もお伺いしながら検討を重ね、新たに、本市におけるこども・若者施策の総合的な計画として、「東広島市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの計画で基本理念としていた「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」を継承しながら、本市における「こどもまんなか社会」、すなわち「すべてのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」の実現を目指して、安心してこどもを産み育てられる環境づくりやこども・若者の成長と自立に向けた支援の充実に取り組むこととしています。

本計画が、一人ひとりのこども・若者の健やかな成長に資するものとなりますよう、一丸となって取組みを推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、東広島市子ども・子育て会議委員、関係機関の方々に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

東広島市長

高垣 廣徳

< 目次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. こども・若者支援の全国的な動向	2
3. こども・若者支援の広島県の動向	3
4. 計画の位置付け	3
5. 計画の期間	4
6. 策定の方法	5
第2章 こども・若者、子育て世帯を取り巻く現状	8
1. 本市の状況	8
2. 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	14
3. こども・若者を取り巻く課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 計画の基本理念	26
2. 計画の基本目標	27
3. 計画の体系	30
第4章 基本施策と取組み	31
基本目標1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実	31
基本目標2 社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実	34
基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	40
基本目標4 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化	43
基本目標5 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実	48
第5章 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策	53
1. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策	53
2. 幼児教育・保育の一体的提供等の推進	87
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	87
4. 放課後児童クラブの育成支援の充実に向けた取組み	88
第6章 計画の推進にあたって	90
1. 計画の数値目標	90
2. 計画の推進体制	92
3. 地域が一体となった取組みの推進	92
資料編	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革などが進むに伴い、若者の結婚や子どもを生ま育てることに対する意識も変化するなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も変化してきています。

国においては、異次元の少子化対策を推進し、将来を担う子どもへの取組みを集中的に行うべく、令和5年4月に新たに「子ども家庭庁」を発足させるとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が施行されました。

さらに同年12月には、「子ども大綱」を定め、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（＝子どもまんなか社会）の実現を目指しています。

本市においては、令和2年3月に策定した「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）に基づき、子どもの成長、子育てを支援する取組みを推進してきました。

しかしながら、子育て家庭を対象とした調査結果には、子育てに不安や負担を感じている家庭が依然として多い状況が表れており、また、出生数も減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、子ども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本市における「子どもまんなか社会」を実現するため、「東広島市子ども計画（第3期東広島市子ども・子育て支援事業計画、東広島市子ども・若者計画、東広島市子どもの貧困対策計画、東広島市次世代育成支援行動計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. こども・若者支援の全国的な動向

年月		法律・制度など
平成2年	6月	1.57 ショック（合計特殊出生率＝当時過去最低の1.57を記録）
平成6年	12月	エンゼルプラン（平成7～11年度） 緊急保育対策等5か年事業（平成7～11年度）
平成11年	12月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン（平成12～16年度）
平成13年	7月	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
平成14年	9月	少子化対策プラスワン
平成15年	7月	少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法（平成17年施行）
平成16年	6月	少子化社会対策大綱
平成17年	4月	子ども・子育て応援プラン（平成17～21年度）
平成18年	6月	新しい少子化対策（政府合意）
平成19年	12月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
平成20年	2月	新待機児童ゼロ作戦
平成22年	1月	子ども・子育てビジョン（閣議決定）
平成22年	4月	子ども・若者育成支援推進法施行
	6月	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
	7月	子ども・若者ビジョン
平成24年	8月	子ども・子育て関連3法
平成25年	6月	少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定） 子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成26年	4月	「次世代育成支援対策推進法」改正
	7月	放課後子ども総合プラン
	8月	子どもの貧困対策に関する大綱
	11月	行動計画策定指針（平成27年4月適用）
平成27年	4月	子ども・子育て支援新制度施行
平成28年	4月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（仕事・子育て両立支援事業の創設等）
	6月	「児童福祉法」改正
平成29年	6月	子育て安心プラン
平成30年	4月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
	9月	新・放課後子ども総合プラン
平成31年	3月	「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（関係閣僚合意）
令和元年	5月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
	10月	幼児教育・保育の無償化開始
	11月	「行動計画策定指針」改正（令和2年4月適用） 「子供の貧困対策に関する大綱」改正
令和3年	4月	子供・若者育成推進大綱（令和3年度）
	5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
	12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
令和4年	6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 「こども基本法」成立
令和5年	4月	こども家庭庁設立
	12月	「こども大綱」策定
令和6年	6月	「子ども・子育て支援法」改正 令和5年の合計特殊出生率が過去最低の1.20を記録したと発表
	10月	「行動計画策定指針」改正（令和7年4月適用）

3. こども・若者支援の広島県の動向

広島県では、「ひろしま子供の未来応援プラン」（令和2～6年度）を策定し、こどもたちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人ひとりの可能性を最大限高めることができる社会づくりを進めています。

また、国の近年の施策にも対応すべく、「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」の取り組み状況を毎年更新しており、こどもの関連計画の連携や体系的な運用を図っています。

広島県のこども関連計画・条例等

- ひろしま子供の未来応援プラン
- 「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針
- いのち支える広島プラン
- 広島県障害者プラン
- 広島県地域福祉支援計画
- 減らそう犯罪アクションプラン
- 広島県再犯防止推進計画
- 広島県青少年健全育成条例

4. 計画の位置付け

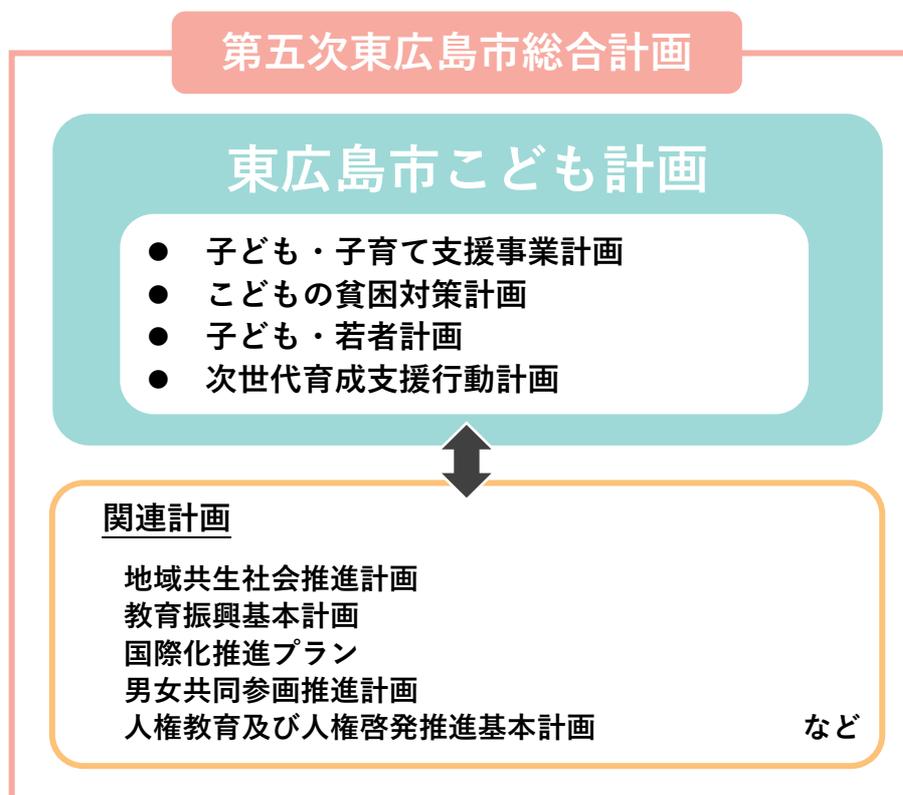
(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、以下の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定します。

- ・市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ・市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）

(2) 関連計画との整合・連携

本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他こども・若者の健全な成長を支援する取組みを総合的に推進するものであり、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ、関連する各種個別計画との整合性を図ります。



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、中間年の令和9年度に見直しを行います。

なお、社会・経済情勢、こども・若者を取り巻く環境、本市の状況等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画			東広島市こども計画 (第3期東広島市子ども・子育て支援事業計画)					第2期東広島市こども計画		
中間見直し		見直し			中間見直し		見直し			中間見直し

6. 策定の方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、こども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、次の調査等を実施し、こども・若者及び子育て世帯等の現状把握を行いました。

○こども・子育て支援ニーズ調査(保護者)

就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育ての実態やニーズを把握するため、「東広島市こども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査対象者 : 令和5年10月15日現在、市内に在住の方

対象数 : ①就学前児童保護者 3,500件

②小学生児童保護者 3,000件

調査期間 : 令和5年11月

調査方法 : 郵送による配布回収

※郵送調査票にQRコードを貼付し、web回答も可能とした

	配布数	回収数	回収率
① 就学前児童保護者	3,500 件	2,032 件	58.1%
② 小学生児童保護者	3,000 件	1,833 件	61.1%

○こども・若者の意見聴取

・アンケート調査

こどもたち自身が望む「こどもまんなか社会」を実現するために、「こどもまんなか社会」に対するイメージや放課後の居場所、学校で身に付けたい力について、WEBアンケートを実施しました。

調査対象者 : 東広島市立小中学校に通う、小学5年生及び中学2年生

対象数 : ①小学5年生児童 1,791人

②中学2年生生徒 1,566人

調査期間 : 令和6年5月

調査方法 : 学校で1人1台配布されているタブレットまたはQRコードからのweb回答

	該当数	回答数	回答率
① 小学5年生児童	1,791 件	1,557 件	86.9%
② 中学2年生生徒	1,566 件	1,320 件	84.3%
合計	3,357 件	2,877 件	85.7%

・ワークショップ

こども・若者自身が「こどもまんなか社会」について考えるワークショップを開催しました。

参加者 : 市内の小学生から大学生までのこども・若者24人

開催日 : 令和6年6月16日

テーマ : こどもたちで「こどもまんなか社会」を考えよう



○子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査

地域における子育て支援の実態やこどもや子育て家庭が抱える課題を把握するため、子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査を実施しました。

調査対象者 : 市内の子育て支援事業者・団体、住民自治協議会
配布数 : 261件(支援事業者・団体:213件 住民自治協議会:48件)
調査期間 : 令和5年12月
調査方法 : 郵送による配布回収

種別	配布数	回収数	回収率
支援事業者	213件	113件	53.1%
住民自治協議会	48件	30件	62.5%
合計	261件	143件	54.8%

○広島県子供の生活に関する実態調査

広島県が実施した「広島県子供の生活に関する実態調査」について、東広島市民の回答データを抜粋し、独自に分析しました。

調査対象者 : 広島県内に在住の小学5年生、中学2年生及びその保護者
(回答者から東広島市民を抜粋し、東広島市版として集計)
調査期間 : 令和5年7月から8月まで
調査方法 : 郵送による配布回収
有効回答数 : ①小学5年生・中学2年生:1,066件
②保護者:1,070件

